

4月9日(日) 埼玉県議会議員一般選挙



桶川市マスコットキャラクター「オケちゃん」

投票時間 午前7時～午後8時

投票できる人

- 平成17年4月10日までに生まれた方
- 令和4年12月30日までに桶川市に転入の届出をされ、引き続き居住している人
- ※1 12月31日以降、埼玉県内の他市町村へ転出された方のうち、桶川市の選挙人名簿に登録されている方は、桶川市の投票所において投票することができます。

なお、投票する際には、次の①から③のいずれかの方法により、引き続き県内の市町村に住所を有していることの確認が必要になります。

- ① 投票所において、投票管理者に対して確認の申請を行う。
- ② 市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を提示する。
- ③ 住民票の写しを提示する。

※2 埼玉県外へ転出された方は投票できません。

※入場券が投票日までに届かなかった場合や紛失してしまった場合でも投票できます。

一部の投票所が変更になります

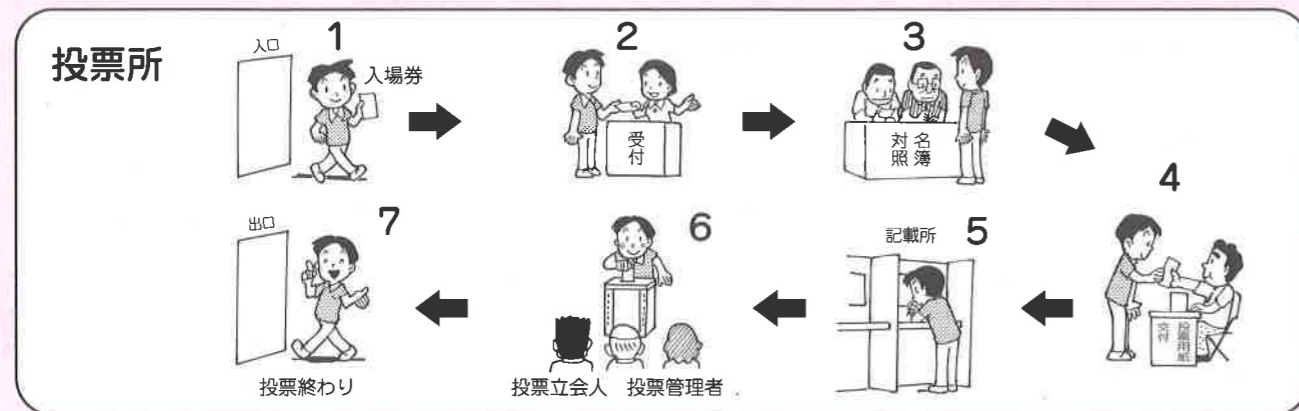
施設の改修工事が完了したことに伴い、次の投票所が変更となります。変更した投票区域にお住まいの有権者の方は、お間違えのないようお願いいたします。

投票区	変更前	変更後
第11投票区	桶川東公民館 (総合福祉センター3階)	地域福祉活動センター (社会福祉協議会)

選挙公報

投票日の2日前までに、新聞折込みします。
※市役所、公民館、駅、郵便局、おけがわマインなどにも備えてあります。

投票のしかた(順序)



開票

とき…4月9日(日)午後9時 ところ…桶川市立桶川小学校体育館
参観人数…30人
開票速報は桶川市ホームページでも午後10時頃からご覧いただけます。

期日前投票(不在者投票)について

場所	期間	時間	お持ちいただくもの
市役所1階 市民ギャラリー	令和5年4月1日(土)から 4月8日(土)まで	午前8時30分から 午後8時まで	入場券 (印鑑は不要)
おけがわマイン 3階書店脇	令和5年4月1日(土)から 4月8日(土)まで	午前10時30分から 午後8時まで	裏面の宣誓書へ記入 をお願いします。 (下記※1参照)

理由	投票場所
① 区域を問わず、職務もしくは業務または冠婚葬祭の用務に従事する人	桶川市選挙管理委員会(桶川市役所1階・おけがわマイン3階)
② ①以外の用務もしくは事故のため市外に旅行中または滞在中の人(事前に手続きが必要)	桶川市選管または滞在地の選管
③ 疾病、負傷、妊娠もしくは身体等の障害のため歩くことが著しく困難な人	歩行可能な間に桶川市選管または県選管指定病院など
④ 選挙人が、その属する投票区のある市区町村の区域外の住所に居住していること	桶川市選管または居住地の選管
⑤ 天災又は、悪天候により、投票所に到達することが困難な人	桶川市選挙管理委員会(桶川市役所1階・おけがわマイン3階)

※1 期日前投票をする場合「期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書」の提出が必要です。入場券の裏側が宣誓書になりますので、あらかじめ必要事項を自書し、お持ちください。なお、期日前投票所にも宣誓書を用意しています。

※2 上記②と④に該当する方(長期出張中の場合など)で、滞在先等の選挙管理委員会では不在者投票をする場合、事前の手続きが必要です。手続きに必要な「不在者投票宣誓書(兼請求書)」は、桶川市ホームページからダウンロードできます。

郵便等による不在者投票

この制度は、郵便等により不在者投票ができる制度です。選挙管理委員会に申請をして《郵便投票証明書》の交付を受ける必要がありますので、お早めに申請をしてください。

○郵便等により不在者投票ができる方

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方で、
 - ◆ 両下肢・体幹・移動機能の障害で、1級もしくは2級の方
 - ◆ 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害で、1級もしくは3級の方
 - ◆ 免疫・肝臓の障害で、1級から3級の方
- ② 戦傷病者手帳をお持ちの方で、両下肢・体幹障害で特別項症から第2項症又は心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害で、特別項症から第3項症の方
- ③ 介護保険の被保険者証の要介護区分が「要介護5」の方

○代理記載ができる方

上記の①及び②に該当する方で、身体障害者手帳に上肢もしくは視覚の障害の程度が1級の方及び戦傷病者手帳に上肢もしくは視覚の障害の程度が特別項症から第2項症の方

※投票用紙の請求期限…今回の選挙は4月5日(水)までです。(4月6日(木)以降は請求できません。)

投票所・投票区域一覽

投票区	第1投票区	第2投票区	第3投票区	第4投票区	第5投票区	第6投票区	第7投票区	第8投票区	第9投票区
投票所	立花会館	勤労福祉会館	桶川小学校	朝日小学校	桶川集会所(ユニティ)	保健センター	桶川市役所	市役所旧分庁舎	日出谷団地集会所
投票所付近の略図									
投票区域	東1・2丁目 南1・2丁目 寿1丁目	北1・2丁目 寿2丁目	西1・2丁目 加納(国道17号西側) 坂田(国道17号西側)	神明1・2丁目 朝日1・2・3丁目	若宮1・2丁目	鴨川1・2丁目 泉1丁目(9番~18番)	泉1丁目(1番~8番) 泉2丁目	上日出谷南1丁目 19~24・26~72 2丁目 4・8~34 3丁目 4~32・40~61 上日出谷1~1087番地	上日出谷南1丁目 1~18・73~83 2丁目 1~3・5~7・35~39 3丁目 1~3・33~39・62~65 上日出谷 1088~1324番地 下日出谷東3丁目 1~20・24~30 下日出谷 836~844番地 849~864番地 866~997番地
投票区	第10投票区	第11投票区	第12投票区	第13投票区	第14投票区	第15投票区	第16投票区	第17投票区	第18投票区
投票所	子ども発達相談支援センター(桶川西小学校内)	地域福祉活動センター(社会福祉協議会)	坂田コミュニティセンター	坂田保育所	加納中央集会所	加納小学校	薬師堂自治会館	農業センター	市場自治会館
投票所付近の略図									
投票区域	上日出谷南1丁目 25 下日出谷 1~835番地 845~848・865番地 1325~1516番地 下日出谷東1・2丁目 下日出谷東3丁目 21~23・31・32 下日出谷西1・2・3丁目	末広1・2・3丁目	坂田 1~531番地 606~609番地 723~735番地 坂田東1・2丁目 坂田東3丁目 1~23・27 坂田西1・2丁目	坂田字目沢(国道17号東側) 坂田971番地 1021~1094番地 1172~1617番地 坂田東3丁目 24~26 坂田西3丁目	加納(国道17号東側) 篠津、五丁台 赤堀1・2丁目	坂田532~540番地 548~577番地 689~718番地 759~965番地 977~1020番地 1095~1171番地 倉人新田、小針領家、倉田	川田谷1~1017番地 1112~1807番地	川田谷1018~1111番地 1808~4894番地	川田谷4895~9010番地

あなたの投票所をもう一度確かめましょう

※駐車場に限りがある投票所もありますので、ご注意願います。